

【東京地裁民事第21部 お知らせ（令和2年4月14日現在）】

東京地裁民事第21部（民事執行センター）の緊急事態宣言の対象期間中の事務等は、下記のとおりとさせていただきます。ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

（不動産関係）

- 1 申立ての受付はいたします。また、強制競売の開始決定など特に緊急性のある事務は引き続き行いますが、それ以外の事務は処理を停止します。
- 2 予定していた、次の期間入札は実施いたしません。
  - ① 4月9日から同月16日まで
  - ② 5月7日から同月14日まで
  - ③ 5月21日から同月28日まで
  - ④ 6月4日から同月11日まで
  - ⑤ 6月18日から同月25日まで
- 3 既に指定されていた4月20日以降の不動産配当期日・弁済金交付日は全て取り消しました。新たな期日等は、後日お知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

（債権関係）

- 1 申立ての受付はいたします。また、債権差押命令の発令など特に緊急性のある事務は引き続き行いますが、それ以外の事務は処理を停止します。
- 2 既に指定されていた4月17日以降の債権配当期日・弁済金交付日は、定期金（養育費、婚姻費用等の扶養義務に係るもの）を除き取り消します。新たな期日等は、後日お知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

（財産開示、第三者からの情報取得関係）

- 1 申立ての受付はいたしますが、緊急性のあるもの以外は事務処理を停止します。
- 2 既に指定されていた財産開示期日は、全て取り消しました。新たな期日等は、後日お知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

以上